

ご存知でしょうか？

医療費控除



医療費控除とは. . .

1年間にかかった医療費が10万円を超えると
一部の金額が戻ってくる制度です。

歯科の場合保険診療のみならず自費診療になる
セラミック、ジルコニアの被せ物

高性能な入れ歯などでも医療費控除を
申請することで減税(還付)される可能性があります。



計算式

医療費控除額（上限200万円）＝
1年間の医療費－（保険金などの受給額＋10万円）

還付金額＝医療費控除額×所得に応じた税率

たとえば

所得350万円の方で1年間に医療費が
30万円かかった場合には、
4万円が還付される計算となります。

※詳しくは国税庁 ホームページをご覧ください。



ららら歯科・小児歯科

Lalala Dental Clinic

